改正後	改正前
⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの　⑬及び⑮に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）	⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの　⑩及び⑫に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）
［⑰～㉔　略］	［⑰～㉔　同左］
㉕　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの無線局及び43GHz帯列車無線システムの無線局　50（10^{-6}）	［新設］
［32～58　略］	［32～58　同左］
別表第二号（第６条関係）	**別表第二号**（第６条関係）
［第１～81　略］	［第１～81　同左］
第82　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局又は43GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を使用する場合には、電波の型式に冠して表示する。	［新設］
１　チャネル間隔が40MHzのもの　36MHz	
２　チャネル間隔が120MHzのもの　108MHz	
備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等）	（特定無線設備等）
第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	**第二条**　［同上］
［一～八十一　略］	［一～八十一　同上］
八十二　設備規則第四十九条の三十五においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局の無線設備	［新設］
八十三　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの基地局の無線設備	［新設］
八十四　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの陸上移動局の無線設備	［新設］
［２　略］	［２　同上］
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　［同上］
一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一　［同上］
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同上］